

匠のまち創造支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「大内文化特定地域（以下「特定地域」という。）」にある空店舗及び空家に新規に開業する事業者に対し、予算の範囲内においてその経費の一部を補助することにより、伝統産業をはじめとして、地域の個性を生かしたサービス業や商業或いは工業などの集積により、特定地域内の地場産業の振興と観光客等による地域内の交流人口の増加の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)空店舗及び空家

特定地域内に位置しており、建築後6か月以上経過した建物であって、店舗として利用可能なもののうち、次のいずれかに該当する建物をいう。ただし、市長が特別に認めるものは、この限りでない。

ア 過去に商業活動の用に供していた実績があり、現に利用されていない店舗

イ 過去に商業活動以外の用に供していた、現に利用されていない家屋又は倉庫

(2)事業者

空店舗又は空き家（以下「空店舗等」という。）において開業する個人又は法人であって、次のいずれにも該当しない者をいう。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める営業を行おうとする者

イ 市税の滞納をしている者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は第6号に規定する者

エ その他市長が不相当と認める者

(3)取得財産

補助事業により取得、又は効用の増加した設備、建物等をいう。

(実施主体及び運営主体)

第3条 この事業の実施主体は山口市とする。ただし、事業の運営は、市長が認めた団体（以下「運営主体」という。）に委託するものとする。

(補助対象となる事業者)

第4条 補助金の交付を受けることのできる事業者は、次の(1)から(3)に掲げる要件のいずれかに該当し、且つ、(4)から(6)に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1) 業務の内容が、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）」に基づき伝統的工芸品に指定された大内塗又は萩焼その他工芸品等を製造する者、又は主に販売する者

(2) 業務の内容が、「外郎」を製造する者、又は主に販売する者

- (3) 前各号に規定するもののほか、業務の内容が特定地域の活性化に資するものであり、かつ、観光客等による特定地域内の交流人口の増加が図られるものであると認められた者
- (4) 別表 1 に定める補助対象経費について、山口市又はそれに準ずる団体から補助金の交付を受けていない者
- (5) 特定地域内において移転する者ではないこと。ただし、立ち退き等やむを得ない理由による移転は除く。
- (6) 過去 3 年以内に当該補助金の交付を受けていない者
(補助対象経費等)

第 5 条 補助対象経費等については、別表 1 に定めるところによる。

(事前の届出)

第 6 条 補助金の交付申請を行う予定の事業者（以下「事前届出者」という。）は、工事着工の前日までに匠のまち創造支援事業補助金交付事前届出書（第 1 号様式）を運営主体に提出するものとする。

(交付の申請)

第 7 条 前条の事前届出者のうち補助金の交付を受けようとする事業者は、原則、工事着工の 90 日後の日又は開業日の前日のいずれか早い日まで、匠のまち創造支援事業補助金交付申請書（第 2 号様式）に必要な書類を添えて運営主体に申請しなければならない。

(交付の決定)

第 8 条 運営主体は、事業者から前条に定める申請があったときは、審査会を開催し、その内容を審査の上、適当と認めるときは、匠のまち創造支援事業補助金交付決定通知書（第 3 号様式）により、適当と認められない場合は、匠のまち創造支援事業補助金不交付決定通知書（第 4 号様式）により、申請事業者に通知するものとする。

2 運営主体は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助事業の内容変更)

第 9 条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた事業者（以下「交付決定事業者」という。）は、前条に定める決定の内容を変更しようとする場合は、速やかにその旨を匠のまち創造支援事業補助金に係る補助事業の変更承認申請書（第 5 号様式）に必要な書類を添えて運営主体に申請し、その承認を受けなければならない。

2 運営主体は、前項の規定による申請があったときは、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容に条件を付し又は変更することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第 10 条 交付決定事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに匠のまち創造支援事業補助金に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書（第 6 号様式）を運営主体に申請し、その承認を受けな

なければならない。

（実績報告）

第 11 条 交付決定事業者は、補助事業が完了したときは、その日から 20 日を経過した日又は当該会計年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、匠のまち創造支援事業補助金に係る補助事業の実績報告書（第 7 号様式）に必要な書類を添えて運営主体に提出しなければならない。

（額の確定及び交付）

第 12 条 運営主体は、交付決定事業者から前条に定める実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、現地調査等により、補助事業の実施結果が、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定事業者に対し速やかに匠のまち創造支援事業補助金交付確定通知書（第 8 号様式）により通知するものとする。

2 前項に定める通知を受けた交付決定事業者は、速やかに匠のまち創造支援事業補助金請求書（第 9 号様式）を運営主体に提出するものとする。

3 運営主体は、前項に定める請求書の提出があったときは、これを審査し、適当であると認めたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（取得財産の管理及び処分）

第 13 条 交付決定事業者は、取得財産について、補助事業が完了した後も適正に管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 交付決定事業者は、開業日から 3 年間は、事業所を移転又は閉業してはならず、これら及びその他の理由により取得財産を処分してはならないが、事業所を移転、閉業、又は財産処分をしようとする場合は、あらかじめ、匠のまち創造支援事業補助金に係る移転・閉業・財産処分申請書（第 10 号様式）を運営主体に提出しなければならない。

3 交付決定事業者は、交付決定日の属する事業年度の後 3 年間は、補助事業に係る費用の分かる書類等を保存しなければならない。

（交付決定の取り消し）

第 14 条 運営主体は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その交付決定を取り消すことができる。

（1）第 4 条に規定する要件を欠くことになったとき。

（2）第 13 条第 2 項に規定する、匠のまち創造支援事業補助金に係る移転・閉業・財産処分申請書の提出があったとき。

（3）この要綱に違反したとき。

（4）補助金の申請に偽りその他不正行為があったとき。

（5）前 3 号に掲げる場合のほか、運営主体が補助金の交付決定を取り消す必要があると認めたとき。

2 運営主体は、前項の規定により交付決定を取り消した場合、補助金の交付を停止し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を別に定める匠のまち創造支援事

業補助金返還規定により返還させることができる。（第 11 号様式）

- 3 運営主体は、第 1 項の規定により交付決定を取り消したときは、匠のまち創造支援事業補助金交付決定取消通知書（第 12 号様式）により、当該事業者に通知するものとする。

（報告及び調査）

第 15 条 運営主体は、補助事業の成果等、必要と認めた事項について、交付決定事業者に対し報告を求め、又は調査することができる。

- 2 運営主体は、事業の実施状況等について、市長に報告しなければならない。

（その他）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の山口市匠のまち創造支援事業補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 5 条の規定は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

（匠のまち創造支援事業補助金審査会設置要綱の廃止）

- 2 匠のまち創造支援事業補助金審査会設置要綱（平成 17 年 10 月 1 日施行）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行日前までに、補助金の交付の決定を受けている者については、改正前の要綱を適用するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 23 年 9 月 15 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この要綱の施行日前までに、補助金の交付の決定を受けている者については、改正前の要綱を適用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日前までに、補助金の交付の決定を受けている者については、改正前の要綱を適用するものとする。

別表 1（第 5 条 関 係）

補 助 対 象 経 費	補 助 金 額	そ の 他
店 舗 改 装 に 係 る 経 費（設 備 購 入 費、設 備 設 置 費、設 備 改 修 費、そ の 他 設 備 設 置 に 係 る 経 費 を 含 む。消 費 税 を 除 く。） （ 注 ） た だ し、事 業 の 用 に 供 さ な い 部 分 を 含 む 場 合 は、事 業 の 用 に 供 す 部 分 の 割 合 を 補 助 対 象 と す る。設 備 購 入 費 に つ い て は、店 舗 内 に 固 定 化 す る も の と し、容 易 に 移 動 が 可 能 な も の は 除 く。	（ 1 ） 要 綱 第 4 条 第 1 項 第 1 号 及 び 第 2 号 に 該 当 す る 事 業 者 補 助 対 象 経 費 の 1 ／ 2 以 内 補 助 限 度 額 は 1 0 0 万 円 （ 2 ） 要 綱 第 4 条 第 1 項 第 3 号 に 該 当 す る 事 業 者 補 助 対 象 経 費 の 1 ／ 3 以 内 補 助 限 度 額 は 7 0 万 円 （ 注 ） 算 出 し て 得 た 額 に 1 0 0 円 未 満 の 端 数 が あ る 場 合、こ れ を 切 り 捨 て る。	申 請 者 は、審 査 会 に 出 席 し な け れ ば な ら な い。

※ 注 店 舗 の 外 観 の 改 修 等 に つ い て は、歴 史 的 町 屋 景 観（大 内 文 化 特 定 地 域 の 歴 史 の 薫 る 街 並 み 景 観）を 活 か し た も の と す る こ と。